

法第 3 条（適用の除外）既存不適格

既存不適格建築物へのエレベーターの設置

増築・改築・大規模な修繕若しくは大規模な模様替がない場合は、法第 3 条第 2 項の規定の適用により既存不適格建築物にエレベーターが設置できるが、当該エレベーターは、昇降路及び機械室を含めて建築基準関係規定に適合するものでなければならない。